大分県告示第四百四十三号

解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針を次のとおり 法」という。) 第四条第一項の規定により、大分県における特定建設資材に係る分別 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第百四号。 以下

平成十四年四月十二日

大分県知事 平松 守彦

再資源化等の促進等に関する指針 大分県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の

特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の基

1 基本理念

本的方向

建設資材に係る廃棄物・リサイクル対策の考え方

とが必要である。このため、 設工事に使用された建設資材の再使用及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進と いう観点を持った、 施工、建設資材廃棄物の廃棄等に至る各段階において、 の再資源化等を促進するために、 資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図るためには、建設資材の 必要な措置を一体的に講ずるべきである。 製造から建築物等の設計、 環境への負荷の少ない循環型社会経済システムを構築するこ 建設資材廃棄物という個別の廃棄物に着目して、そ 建設工事の実態や建設業の産業特性を踏まえつ 建設資材の選択、分別解体等を含む建設工事の 廃棄物の排出の抑制、

することができるもの又はその可能性のあるものについて、 的な困難性、 材廃棄物については、再生利用 (マテリアル・リサイクル)を行い、 設資材の再使用 (リユース) を行う。これらの措置を行った後に発生した建設資 ず、建設資材廃棄物の発生抑制 (リデュース)、次に、 進基本法 (平成十二年法律第百十号) における基本的な考え方を原則とし、 処分するものとする。 リサイクル)を行う。 建設資材に係る廃棄物・リサイクル対策の考え方としては、 環境への負荷の程度等の観点から適切でない場合には、 最後に、これらの措置が行われないものについては、 建設工事に使用された建 熱回収 (サーマル・ 循環型社会形成推 それが技術 燃焼の用に

た適正な処理を行わなければならない。 律(昭和四十五年法律第百三十七号。 なお、 発生した建設資材廃棄物については、 以下「廃棄物処理法」という。)に基づい 廃棄物の処理及び清掃に関する法

一 分別解体等の促進についての基本的方向

ある。 る必要がある。 は、特定建設資材に係る分別解体等が一定の技術基準に従って実施される必要が とに分別することを確保し、特定建設資材廃棄物の再資源化等を促進するために の現状を踏まえ、建築物等に応じ、 により異なる場合があり、 特定建設資材に係る分別解体等の実施により特定建設資材廃棄物をその種類ご この技術は、 特定建設資材に係る分別解体等の実施の対象となる建築物等 建設工事に従事する者の技能、施工技術、 適切な施工方法により分別解体等が実施され 建設機械等

事を施工する者の知識及び技術力の向上を図るほか、 に関する情報の提供、適切な施工の監視、監督等を行う必要がある。 ついては、最新の知識及び技術を有する者による施工が必要であるため、 また、特に施工に当たって大量の建設廃棄物を排出することとなる解体工事に このような技術を有する者

(再資源化等の促進についての基本的方向

が困難であるため混合された状態で排出された建設資材廃棄物についても、 設資材廃棄物について再資源化等を実施することが望ましい。 ることが重要であることから、対象建設工事のみならず対象建設工事以外の建設 ることが望ましい。 る限り特定建設資材廃棄物を選別できる処理施設に搬出し、 において特定建設資材に係る分別解体を実施し、これに伴って排出された特定建 と等を促進する必要があり、工事現場の状況等を勘案して、できる限り工事現場 工事に伴って生じた特定建設資材廃棄物についても、再生資源として利用するこ 建設資材廃棄物に係る現状及び課題を踏まえると、 その再資源化等の促進を図 再資源化等を促進す また、 分別解体等

間の連携、必要な施設の整備等を推進することにより、 廃棄物の再資源化等に要する費用を低減することが重要である。 なお、 これらの措置が円滑に行われるようにするためには、 分別解体等及び建設資材 技術開発、 関係者

2 大分県における状況

- 地域特性

ている。 島(津久見市)、 式海岸と変化に富み、複雑な地形を形成している。 をはじめ由布・鶴見、 ル、九州の北東部に位置しており、「九州の屋根」と呼ばれる「くじゅう山群」 九州の東部に位置する本県は、面積 六千三百三十七・九七キロ平方メート 海岸線は、 大入島(佐伯市)等、人が居住する島が点在している。 北部は遠浅海岸、中央部は波穏やかな別府湾、 祖母・傾の山々が連なり、 県土の約七割が森林で占められ また、姫島 (姫島村)、 南部はリアス

百四十人で、 平成十二年国勢調査による県の人口は、 その三分の一を超える四十三万六千四百七十人が県都大分市に居住 平成十二年十月一日現在百二十二万千

東地域に二十二万二千三百八人、大野直入地域に 八万千七百六十人、県北地域 七千九百二十三人となっている。 に十七万六千七十八人、県南地域に八万四千四百四十九人、日田玖珠地域に十万 している。 生活圏別人口は、 大分臼津地域に五十四万八千六百二十二人、

なお、県全体の世帯数は四十五万三千八百十四世帯である。

宅が三・三万戸あり、特に大分市を除く地方部に多く存在している。 調査によると県内の住宅戸数は約四十三・四万戸で、うち終戦前に建築された住 造家屋である。 全体の六十八パーセントを占めている状況である。 の十九・五万戸が木造で、防火木造を加えると二十九・七万戸となり、木造系が トルの建物面積のうち、約六十パーセントの四千六百八十一万平方メートルが木 建築物等の現況では、平成十二年一月一日現在で約七千八百六十三万平方メー 主な解体工事となる住宅に関しては、 平成十年の住宅・土地統計 ま た、

百十平方メートルとなっている。 の八十五パーセント以上を占め、 建築統計年報によると最近五か年の合計で約五万棟の建築物が着工されてお 約一万棟の建築物が除却されている。 木造除却建築物の一棟あたりの床面積は、 構造別除却棟数では木造の棟数が全体 亨

把握となるが、 事件数の五十六・五パーセント、 土木工事は、 平成十二年度の工事の発注状況では、五百万円以上の工事が、工 その規模を統一的に示す適切な表現がないことから工事金額での 工事設計額の九十六・○パーセントを占めてい

ともっとも多く、ついでサービス業が三十・二パーセントであり、 ハパーセントとなっている。 平成八年の事業所数の割合は、 卸売・小売業・飲食店が四十四・ 〇パー セント 建設業は九・

二 大分県における廃棄物処理の現状と課題

三千トン (四十八パーセント) が再生利用され、三万二千トンが減量化、二十八 十七パーセントを占めている。 排出量を種類別にみると建設廃材が五十二万六千 おける建設業からの廃棄物排出量は六十三万トンとなっており、県全体排出量の 万八千トン (四十六パーセント) が最終処分されている。 排出量の九十六パーセントを占めている。 排出量 六十三万トンのうち、三十万 トン(八十三パーセント)で最も多く、 平成十年度に実施した大分県産業廃棄物実態調査によると平成九年度の本県に 木くずが二万五千トン(四パーセント)等となっており、 以下、 汚泥が五万七千トン (九パーセン これら三種類で

建設資材廃棄物の再資源化率は全ての品目で向上しており、 平成十二年度建設副産物実態調査によると、 平成七年度に比較し、 アスファルト・

セントとなっている。 ト塊は、 九十パー セントを超え建設発生木材も二十九パ

比べ七・五パーセント増の六十七万九千トンの発生量が予測される。 ける産業廃棄物の発生量は増加の傾向にあり、 全体的に産業廃棄物の発生量が横ばい傾向が続くと推察される中、 平成十七年度では、平成九年度に

なダイオキシン類排出防止機能をもつ施設の建設が急務である。 中間処理施設は、 焼却、 破砕施設とも大分市周辺に多く位置しているが、 高度

増加・多様化してきている中で、 最終処分場は、大分市周辺を中心に県内各地に点在しているが、産業廃棄物が その能力については充分とはいいがたい状況で

また、山間部、島での直接の再資源化はその施設整備と運搬費の関連から難し 新たな再資源化への対応も考慮しなければならない。

条例により定める建設工事の規模に関する基準の考え方

百九十五号。 は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令(平成十二年政令第四 法第九条第四項に規定する建設工事の規模に関する県が定める基準につい 以下「政令」という。)第二条で定める規模とする。 7

実状を踏まえつつ、 に応じ、その規模に関し、 建設資材廃棄物の発生量等は地域によって異なるため、 適切な対象建設工事の規模等についての調査を実施し、 政令に代えて適用すべき基準の検討を行う。 県はその地域の

条例により定める距離に関する基準の考え方

準は、 実状を踏まえつつ、 に関し見直しが必要な場合は、省令に代えて適用すべき基準の検討を行う。 交通省・環境省令第一号。 なお、再資源化施設の立地状況等は地域によって異なるため、県はその地域の 法第十七条に規定する再資源化をするための施設の距離に関する県が定める基 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則(平成十四年国土 再資源化施設の早期整備への取り組み状況に応じ、 以下「省令」という。) 第三条で定める距離とする。 その距離

3 地域の社会経済情勢等を踏まえた関係者の役割分担の在り方

責務を遵守していくものとする。 の廃棄物の減量及び適正処理並びに資源の有効利用における、 建設リサイクルに関わる者は、国の基本方針における関係者の役割に努めるほ 「 大分県生活環境の保全等に関する条例 (平成十一年大分県条例第四十七号)」 県・事業者・県民の

IJ 建設産業は、 このことを建設工事の関係者がしっ の徹底を図ることが、 資材の利用、 廃棄といっ 資源循環型社会を構築する上で強く求められてい かりと認識し、 た面で極めて大きな影響を有する産業であ 建設廃棄物の発生抑制、

サ

に参加することが必要である。 等の促進に当たって、 ことを認識し、 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化 関係者は適切な役割分担の下でそれぞれが連携しつつ積極的

建設資材の製造者

資源化等が困難となる素材の非使用等により、 質、品質等の表示、 発生が抑制される建設資材の開発及び製造、建設資材として使用される際の材 要がある。 に分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となるよう努める必 建設資材の製造に携わる者(以下「建設資材の製造者」という。)は、 有害物質等を含む素材等分別解体等及び建設資材廃棄物の再 建設資材廃棄物の排出の抑制並び

二 建築物等の設計者

建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等 発生が抑制され、また、 建設資材廃棄物の再資源化が困難となる建設資材を選択しないよう努める必要が 必要がある。 再資源化等の実施が容易となる建設資材の選択など設計時における工夫により、 の実施が効果的に行われるようにするほか、これらに要する費用の低減に努める 建築物等の設計に携わる者(以下「建築物等の設計者」という。)は、 なお、 建設資材の選択に当たっては、 分別解体等の実施が容易となる設計、 有害物質等を含む建設資材等 建設資材廃棄物の 端材

(三) 発 注 者

及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施について明確な指示を行うよう努める必 要がある。 発注者は、 元請業者に対して、 建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等

四 元請業者

物の再資源化等の実施について明確な指示を行うよう努める必要がある。 物の再資源化の促進に関し、 負人に対して、 元請業者は、 建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄 建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄 中心的な役割を担っていることを認識し、その下請

(五) 施工者

廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が 容易となるよう努める必要がある 抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を適正に実施するほ 建設工事を施工する者(以下「施工者」という。) は、 施工方法の工夫、 適切な建設資材の選択、 施工技術の開発等により建設資材 建設資材廃棄物の発生

(六) 建設資材廃棄物の処理を行う者

ければならない。 物を排出する事業者から委託を受けてその処理を行う者(以下「建設資材廃棄物 の処理を行う者」 排出した建設資材廃棄物について自らその処理を行う事業者及び建設資材廃棄 という。) は、 建設資材廃棄物の再資源化等を適正に実施しな

(七) 県

資源化等を促進するために必要な調査、 県は、 建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再 情報提供、 普及啓発に努めることとす

(八)る 市町村

市町村は、 国や県の施策と相まって、 必要な措置を講ずるよう努める必要があ

建設資材廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

排出の抑制の必要性

もに、 なものが多く、 建設資材廃棄物は、 排出を抑制することが特に重要である。 限られた資源を有効に活用する観点から、 産業廃棄物に占める割合が高い一方で、 最終処分量を減らすとと 減量することが困難

2 排出抑制のための関係者の役割

携しつつ積極的に参加することが必要である。 計段階からの取組を行うとともに、 建設資材廃棄物の排出の抑制に当たっては、 関係者は、 建築物等に係る建設工事の計画・ 適切な役割分担の下でそれぞれが連 設

建築物等の所有者

を行い、建築物等の長期的使用に努める必要がある。 建築物等の所有者は、自ら所有する建築物等について適切な維持管理及び修繕

(\Box) 建設資材の製造者

制の整備に努める必要がある。 久性の向上並びに修繕が可能なものについてはその修繕の実施及びそのための体 建設資材の製造者は、工場等における建設資材のプレカット等の実施、 その耐

(Ξ) 建築物等の設計者

計に努めるとともに、 築物等の用途、 択に努める必要がある 図るとともに、 建築物等の設計者は、 構造等に関する要求に対応しつつ、構造躯体等の耐久性の向上を 維持管理及び修繕を容易にするなど、 端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選 当該建築物等に係る建設工事を発注しようとする者の建 その長期的使用に資する設

(四) 発注者

るほか、 技術的及び経済的に可能な範囲で、建築物等の長期的使用に配慮した発注に努め 発注者は、 建設工事に使用された建設資材の再使用に配慮するよう努める必要があ 建築物等の用途、構造その他の建築物等に要求される性能に応じ、

(五) 施工者

るほか、端材の発生の抑制、 の開発及び維持修繕体制の整備に努める必要がある。 ンクリート型枠の再使用に努めるほか、 の採用及び耐久性の高い建築物等の建築等に努める必要がある。 施工者は、 端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択に努め 再使用できる物を再使用できる状態にする施工方法 建築物等の長期的使用に資する施工技術 使用済コ

(六) 県及び市町村

の抑制に率先して取り組むほか、 県及び市町村は、 自ら建設工事の発注者となる場合は、 必要な措置を講ずるよう努める。 建設資材廃棄物の排出

再資源化等の促進のための方策に関する事項 特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標の設定その他特定建設資材廃棄物の

特定建設資材廃棄物の再資源化等の目標

資材廃棄物の再資源化等の促進に重点的に取り組むこととし、 ľĆ 同表の下欄に掲げる率とする。 ける県の再資源化等率は、 すべての関係者が再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量をできるだけ速やか かつ、着実に実施することが重要であることから、 次表の上欄に掲げる特定建設資材廃棄物の種類に応じ 今後十年を目途に特定建設 平成二十二年度にお

	- トが廃棄物となったものをいう。以下同じ。)
九十五パー セント	アスファルト・コンクリート塊 (アスファルト・コンクリ 九十五パーセント
	(°ئ)
九十五パー セント	建設発生木材(木材が廃棄物となったものをいう。以下同 九十五パーセント
	リートが廃棄物となったものをいう。以下同じ。)
九十五パーセント	にコンクリート及び鉄から成る建設資材に含まれるコンク 九十五パーセント
	コンクリート塊(コンクリートが廃棄物となったもの並び

物に関する調査の結果や再資源化等に関する目標の達成状況及び社会経済情勢の変 化等を踏まえて必要な見直しを行うものとする。 なお、 特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標については、 建設資材廃棄

再資源化等の促進のための方策に関する基本的事項

資源化施設の確保、 技術開発及び再資源化により得られた物の利用の促進が必要となる。 特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標を達成するためには、 再資源化を促進するために必要となるコスト削減等に資する 必要な再

する必要がある。 具体的には、 県は、 補助等を活用することにより、 再資源化施設の整備を促進

理に係る特定施設の整備の促進に関する法律に基づく施策を推進する必要があ の整備を促進するために必要な施策を行うほか、 市町村は、 地域ごとに特定建設資材廃棄物の再資源化施設の実態を把握 国や県とともに産業廃棄物の処 Ų

一 再資源化等の促進のための具体的方策等

コンクリート塊

いつ。 て ト用骨材等に利用することを促進する。 ラン、再生コンクリート砂、 破砕、 道路等の舗装 (道路、 以下同じ。) 選別、混合物除去、粒度調整等により、再生骨材等 (再生クラッシャ の路盤材、 港湾、 建築物等の埋め戻し材又は基礎材、 再生粒度調整砕石等をいう。 空港、 駐車場及び建築物等の敷地内の舗装を 以下同じ。) とし コンクリー

既存施設の効率的な稼動を推進するための措置を講ずるよう努める必要があ また、コンクリート塊の再資源化施設については、 新たな施設整備と併せて

建設発生木材

ない場合には、燃料として利用することを促進する。 から、チップ化し、 建設発生木材は、 これらの利用が技術的な困難性、 木質ボード、 そのまま再利用できる品質の良い柱や梁などは少ないこと 堆肥等の原材料として利用することを促進す 環境への負荷の程度等の観点から適切で

動向を踏まえつつ、建設発生木材の再資源化施設等の整備について必要な措置 を講ずるよう努める必要がある。 材料等として建設発生木材を再資源化したものをいう。 (建設発生木材を破砕したものを用いて製造した木質ボードをいう。 なお、建設発生木材の再資源化を更に促進するためには、 更なる技術開発及び用途開発を行う必要があり、 再生木質マルチング材(雑草防止材及び植物の生育を保護・促進する このような技術開発等の 以下同じ。) 等につい 再生木質ボード 以下同

アスファルト・コンクリート塊

とを促進する 層用材料又は表層用材料に利用することを促進する。 加熱アスファルト混合物」という。) として、 ルト安定処理混合物及び表層基層用再生加熱アスファルト混合物 (以下「再生 道路等の舗装の路盤材、 選別、 混合物除去、 建築物等の埋め戻し材又は基礎材等に利用するこ 粒度調整等を行うことにより、 道路等の舗装の上層路盤材、 また、 再生骨材等とし 再生加熱アスファ

たな施設整備と併せて既存施設の効率的な稼動を推進するための措置を講ずる よう努める必要がある。 加えて、 アスファルト • コンクリー ト塊に係る再資源化施設に うい ては、

その他

的な取組が行われることが必要である。 約が小さくなるよう、 することが望ましい。 源化等が可能なものはできる限り分別解体等を実施し、その再資源化等を実施 特定建設資材以外の建設資材についても、 効率的な収集運搬の実施、必要な施設の整備等について関係者による積極 分別解体等の実施、技術開発の推進、 また、その再資源化等についての経済性の面における制 それが廃棄物となった場合に再資 収集運搬方法の検

具体的には、次のとおりである。

限りこの取組に協力するよう努める必要がある。 に携わる者によるリサイクルの取組が行われ始めているため、 設資材として使用されている塩化ビニル管・継手等については、 の面において制約が著しくないと認められる場合は、 である。特に、廃プラスチックに係る再資源化施設等が工事現場の近傍にあ ける制約が小さくなるよう、 必要がある。 体の急増に伴い、 廃棄物と分別し、 、 う プラスチック製品は、 当該施設等に運搬する費用が過大とならないなど、その再資源化が経済性 以下同じ。) の発生が急増すると予想されており、 このため、 廃プラスチック (プラスチック製品が廃棄物となったものを 当該施設等に搬出するよう努める必要がある。 建設工事に使用される量が多いことから、 廃プラスチックの再資源化について、経済性の面にお 関係者による積極的な取組が行われることが重要 できる限り他の建設資材 再資源化を促進する 関係者はできる これらの製造 このうち、 建築物の

をいう。 著しい管理型最終処分場(環境に影響を及ぼすおそれのある産業廃棄物(以下 建築物の解体の急増に伴い、 管理型処分品目」 石膏ボードは、 以下同じ。 高度成長期以降建築物の内装材として広く利用されており、)の発生が急増すると予想されることから、 という。) 廃石膏ボード(石膏ボードが廃棄物となったもの の最終処分場をいう。 以下同じ。) の状況 ひっ迫が特に を勘案

源化について、経済性の面における制約が小さくなるよう、 に向けた取組が行われているため、 より新築工事の工事現場から排出される廃石膏ボードの収集、運搬及び再利用 的な取組が行われることが重要である。 すると、その再資源化を促進する必要がある。 う努める必要がある。 関係者はできる限りこの取組に協力するよ また、石膏ボードの製造に携わる者に このため、 廃石膏ボー 関係者による積極 ドの再資

を減らすよう努める必要がある。 型処分品目の最終処分場をいう。) で処分し、 ては管理型処分品目が混入しないように分別した上で安定型最終処分場 (安定 (環境に影響を及ぼすおそれの少ない産業廃棄物をいう。 再資源化等が困難な建設資材廃棄物を最終処分する場合は、安定型処分品目 管理型最終処分場で処分する量 以下同じ。) につい

兀 特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のための方策に関す

る事項

再資源化により得られた物の利用促進のための関係者の役割

的に取り組む必要がある 特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物に係る需要の創出及び拡大に積極 た物を積極的に利用していくことが不可欠であることから、関係者の連携の下で、 特定建設資材廃棄物の再資源化を促進するためには、その再資源化により得られ

慮することが重要である。 要な品質が確保されていること並びに環境に対する安全性及び自然環境の保全に配 特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用に当たっては、

| 建設資材の製造者

建設資材の開発及び製造に努める必要がある。 建設資材の製造者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を多く含む

(建築物等の設計者

注しようとする者の理解を得るよう努める必要がある。 用した設計に努める必要がある。 建築物等の設計者は、 建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材を利 また、このような建設資材の利用について、

(三) 発注者

た建設資材をできる限り選択するよう努める必要がある。 発注者は、 建設工事の発注に当たり、 建設資材廃棄物の再資源化により得られ

四 施工者

用するよう努める必要がある。 施工者は、 建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り利 また、 これを利用することについて発注者の理解

を得るよう努める必要がある。

(建設資材廃棄物の処理を行う者)

物の品質の安定及び安全性の確保に努める必要がある。 建設資材廃棄物の処理を行う者は、 建設資材廃棄物の再資源化により得られた

(六) 県

化により得られた物を率先して利用するよう努める。 となる調査、 県は、 建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のために必要 情報提供、普及啓発の推進に努めるほか、 建設資材廃棄物の再資源

(七) 市 市 叮 町 寸 村

市町村は、 国や県の施策と相まって必要な措置を講ずるよう努める必要があ

2 公共事業における利用の目標

十二年法律第百号)の趣旨を踏まえ、 が重要であることから、 て利用するものとする。 県の事業においては、 特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を率先し 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 民間の具体的な取組の先導的役割を担うこと : (平成

がある。 物の再資源化により得られた物の利用の促進のための方策に準じた取組を行う必要 県の事業以外の公共事業においても、 県の事業における特定建設資材廃棄

コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊

利用が行われてきており、 コンクリー ト 塊、 アスファルト・コンクリート塊については、 今後もその活用を図っていく。 これまでも再生

用するなどの方策を講ずることとする。 用される用途に要求される品質等を考慮した上で、経済性にかかわらずこれを利 の調達に当たっては、 コンクリート塊の再資源化により得られた再生骨材等が入手できる場合は、 具体的には、 当該現場から四十キロメー 道路等の舗装の路盤材又は建築物等の埋め戻し材若しくは基礎 工事現場で発生する副産物の利用が優先される場合を除 トルの範囲内でコンクリー ト塊又はアスファルト

される品質等を考慮した上で、 再資源化により得られた再生加熱アスファルト混合物が入手できる場合は、 工事現場で発生する副産物の利用が優先される場合を除き、 するなどの方策を講ずることとする ロメートル及び運搬時間一・五時間の範囲内でアスファルト・コンクリート塊の 道路等の舗装の基層用材料、 表層用材料及び上層路盤材の調達に当たって 経済性にかかわらずこれを利用することを原則と 当該現場から四十キ ば

(二)建設発生木材

生材の再利用範囲の拡大を図る必要がある。 必要な工法・金額を県民に判りやすいかたちで、 法を検討する必要がある。 処分することが妥当な状況であるが、ダイオキシン対策上から焼却炉の規制が益 々厳しくなる現状では、早急に解体木材が再利用可能な形での分離・分別解体方 再利用しにくい状況にある。 再生利用がなされており、 ていたり、 建設発生木材については、 家屋解体物を中心とした木材は、木材そのものに防腐剤等の添加物が注入さ 解体時に異物 民間部門を中心に需要は広がりつつある。 国の研究と合わせ、 (鉄釘、 現在の工法においては、 一部は破砕後の堆肥材料や厚層基材への材料等への ガラス、紙、 分別解体の手法を見直し、 石膏ボー 情報提供を行うことにより、 かなりの部分について焼却 ド等)の混入が多く しかしなが

質マルチング材等の利用を促進することとし、 済性等の適用性の検討を行い、これを踏まえ利用量の増大に努める。 草防止材等についても、利用される用途に要求される品質等を考慮して、 の促進が図られるよう積極的な取組を行う必要がある。 の他の用途についても、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用 |の検討を行い、これを踏まえ利用量の増大に努める。 ドの利用を促進することとし、 及び生産能力並びに利用される用途に要求される品質等を考慮して再生木質ボ 木質コンクリー ト型枠材については、 モデル工事等を通じて施工性、経済性等の適用 再生木質ボードを製造する施設の立地状 モデル工事等を通じて施工性、 ま た、 法面の緑化材、 さらに、 再生木

(三) その他

いて検討を行い利用への積極的な取組を行う。 の安全性、 その他の再資源化により得られたものについても、 自然環境保全への配慮を考慮した上で施工性、経済性等の適用性につ 必要な品質の確保や環境 \wedge

 $\overline{\mathcal{H}}$ に関する知識の普及に係る事項 棄物の再資源化等及び特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の意義 環境の保全に資するものとしての特定建設資材に係る分別解体等、 特定建設資材廃

- 地域での広報・啓発活動に関する方策

出の抑 出の抑制等を通じて、 投入量の削 資材廃棄物 特定建設資材に係る分別解体等、 制 う意義を有する。 再資源化により得られた熱の利用の促進等と相まって、資源エネル の再資源化により得られた物の利用の促進は、 廃棄物の減量、 環境へ の負荷の少ない循環型社会経済システムを構築してい 環境に影響を及ぼすおそれのある物質の環境への排 特定建設資材廃棄物の再資源化等及び特定建設 特定建設資材廃棄物の排

は、広範な県民の協力が必要であることにかんがみ、県は、環境の保全に資するも 源化等及び特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の推進のために のとしてのこれらの意義に関する知識について、 こととする。 かかる意義を有する特定建設資材に係る分別解体等、 広く県民への普及及び啓発を図る 特定建設資材廃棄物の再資

関係者の協力を求めることとする。 定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等が行われるよう 資することについての県民の理解を深めるとともに、環境の保全に留意しつつ、特 具体的には、 環境教育、環境学習、広報活動等を通じて、これらが環境の保全に

提供その他の措置を講じることとする。 施義務を負う者が当該義務を確実に履行することが重要であることから、その知識 をこれらの者に対して普及させるため、 特に、 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実 必要に応じて講習・研修会の実施、 資料の

重要であることから、 広報誌の活用その他の措置を講じることとする。 また、 発注者に対しても再資源化により得られた物をできる限り利用することが 講演会の実施、 資料の提供、 ホームページによる情報提供、

六 等に関する重要事項 その他特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進

必ずしも十分でない。 注者及び受注者間で適正に負担されることが必要であるが、 施するためには、 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等を適正に実 分別解体等及び再資源化等に要する費用を適切に反映させるための事項 分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用が、 現状では、 この認識が

一発注者

適正な負担に関する責務があることを明確に認識し、 必要がある。 発注者は、 自らに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 当該費用を適正に負担する の

二 受注者

とができる費用を請負代金の額として受け取ることができるよう、 実施を含む建設工事の内容を発注者に十分に説明する必要がある。 受注者は、 自らが分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を適正に行うこ 分別解体等の

る費用が適正に負担されることが必要である。 また、 対象建設工事の受注者間においても、 分別解体等及び再資源化等に要す

(三 県及び市町村

資源化等の促進に直結する重要事項であることを県民に対し積極的に周知し、 建設工事の請負代金の額に反映させることが分別解体等及び建設資材廃棄物の再 該費用の適正な負担の実現に向け理解と協力を得るよう努めることとする。 県及び市町村は、 分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を

2 各種情報の提供等に関する事項

必要となる施設の稼働情報、 るものとする。 たって必要となる解体工事業を営む者の企業情報等の提供が十分なされるよう努め 対象建設工事受注者が特定建設資材廃棄物の再資源化等を行うに当たっ 対象建設工事の発注者等が当該工事の注文を行うに当 て

3 置をとるよう努める必要がある。 和四十三年法律第九十七号)、ダイオキシン類対策特別措置法 (平成十一年法律第 ト等の取り扱いには十分注意し、 百五号)、 分別解体等及び処理等の過程における有害物質等の発生の抑制等に関する事項 建設資材廃棄物の処理等の過程においては、廃棄物処理法、 また、建設資材廃棄物の処理等の過程において、フロン類、 有害物質等の発生の抑制及び周辺環境への影響の防止を図らなければならな 労働安全衛生法 (昭和四十七年法律第五十七号) 等の関係法令を遵 可能な限り大気中への拡散又は飛散を防止する措 大気汚染防止法 (昭 非飛散性アスベス

このためには、 にする必要があり、過去にこれらを購入した小売業者に引取りを求めることが適当 特定家庭用機器再商品化法又は廃棄物処理法に従って処理されなければならな 機器再商品化法 (平成十年法律第九十七号) に規定する特定家庭用機器に該当する により冷凍空調機器中のフロン類が大気中へ拡散するおそれがある場合は、 ィショナー及び電気冷蔵庫の所有者は、これらを建築物等の内部に残置しないよう ユニット型エアコンディショナー及び電気冷蔵庫の中に含まれるものについては、 回収することによりこれを防止する必要がある。 である。 なお、 また、 冷凍空調機器の冷媒として使用されているフロン類に関して、 建築物等に係る解体工事等の施工に先立ち、ユニット型エアコンデ 特定建設資材に係る分別解体等において、 これと一体不可分の作業 特定家庭用

技術開発・施設整備等必要な措置を講ずるよう努める必要がある と等の課題がある。 フロン類の残存量が不明確であること、経済的な回収・ 検討を行い、 断熱材に使用されているフロン類については、 適正かつ能率的な断熱材の回収、 このため、 これらの課題について技術的・経済的な面からの調 フロン類の回収・ 処理技術が未確立であるこ 建築物の解体時に 処理のための おける

るおそれ 非飛散性アスベストについては、 があるた 解体工事 の施工及び非飛散性アスベスト 粉砕することによりアスベスト粉じん の処理におい が飛散す ては、

粉じん飛散を起こさないような措置を講ずる必要がある。

いては、 行われることが必要である。 立を適正に行う必要がある。 れている可能性がある部分を含めてこれをすべてCCA処理木材として焼却又は埋 である六価クロム及びヒ素が含まれることとなる。 不適正な焼却を行った場合にヒ素を含む有毒ガスが発生するほか、焼却灰に有害物 防腐・防蟻のため木材にCCA(クロム、 以下同じ。) を注入した部分 (以下「CCA処理木材」という。 それ以外の部分と分離・分別し、 ま た、 この施設の整備等について関係者による取組が それが困難な場合には、CCAが注入さ 銅及びヒ素化合物系木材防腐剤をい このため、 CCA処理木材につ) については

術的・経済的な面からの調査・検討を行い、 分離・処理技術が未確立であること等の課題があるため、 木材の再資源化の推進に努める必要がある。 なお、 加回 このCCA処理木材については、 再資源化のための技術開発・施設整備等必要な措置を講じ、 残存するCCAに関する経済的な 適正かつ能率的なCCA処理木材の分 これらの課題につい CCA処理 判別 で 技

理法に従って適切に措置されなければならない。 うにする必要があるため、 PCBを含有する電気機器等についても、 建築物等の解体に先立ち、 これらを建築物の内部に残置しない これらは撤去され、 廃棄物処

七 等に関する事項 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施の確保

1 適正な実施の確保

事務の円滑な処理のため連携協力していくこととする。 源化等を促進するため、 県及び市町村は、 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資 必要な事務について、合理的な役割分担を図るとともに、

なお、 事務を円滑に処理するため必要な事項については別途定めることとする。

2 指針の見直し

等を踏まえ、 に関する調査の結果や再資源化等に関する目標の達成状況及び社会経済情勢の変化 再資源化等の実施状況、 法の施行状況、 本指針の内容について見直しを行う等必要な措置を講ずることとす 特定建設資材の再資源化施設の立地状況、建設資材廃棄物 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の